

# 令和5年度下呂市障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

## 1 目的

この方針は、「国等による障がい者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

## 2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

## 3 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、福祉部社会福祉課において行う。

## 4 優先調達の対象となる障がい者就労施設等

下呂市において優先調達の対象となる障がい者就労施設等は下呂市に所在し、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業を実施する施設とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所

## 5 優先調達の対象となる物品等

- (1) 物品
  - ・ 食品類（ジャム等）
  - ・ 小物類（組紐製品、毛糸製品、布製品、織物等）
  - ・ 農産物類（トマト、アスパラガス、しいたけ）
  - ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
  - ・ 草取り、清掃
  - ・ 封入作業
  - ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 達成目標

令和5年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、次の金額とする。  
調達目標金額 220万円以上

## 7 障がい者就労施設等への情報提供について

物品等の調達に推進に係る情報は、市のホームページ等を活用し、障がい者就労施設等へ情報を提供する。

## 8 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

### (1) 調達目標金額の設定

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度調達目標を設定する。

### (2) 情報の提供

障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。

### (3) 優先調達の依頼

障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。

## 9 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

## 10 留意事項

(1) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号による随意契約を締結するなど、障がい者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するものとする。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に基づく随意契約により調達を行う場合には、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

(2) 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。

また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障がい者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。

(3) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

## 11 令和4年度の調達実績

達成金額： 2,361,033円（令和4年度調達目標金額 220万円以上）

調達内容： 献血協力者への報償品、雑巾やポロシャツ購入、イベントや啓発活動の粗品、  
広報誌発送・自治会配布物仕分け作業、会館や施設の清掃業務、データ入力業務